

科目名 比較法英書購読 (相模原 金曜 2限)
担当者 新倉修 
受講者総数 21名
成績評価の対象としなかった者 (X評価の者) 3名 (14%)
X評価の者を除く成績評価比率
AA 22% A 56% B 22% C 0% XX 0%

(成績評価比率と異なる理由)

受講者総数が50名以下であり、できるだけ全員参加の授業形態を追求して、所定の基準を一応考慮した。すなわち、英語によるコミュニケーション能力の開発のために、英文の音読と理解に努め、また日本語による知識の習得とともに、日本語による表現を英語に転換する能力の開発をめざして、平素の授業でも表現・理解・応答というプロセスを重視し、かつ、全体的な底上げを目的にして、出席と質疑応答の仕方も含めて、評価したため。

(レポートの課題)

人権に関する課題について、自由にテーマを設定して、研究すること。

(出題の意図)

世界人権宣言という教材は、それ自体、抽象的な理想を簡潔に表現したものであり、しかも過去の文章ではなく、現在のさまざまな事象に関わり発展していく性質を持っている(関係性の獲得・発展)。「生きた法」をつかまえる能力がとりわけ求められている現在、基本文書を正確に理解し、十全に応用しうる基礎的な能力を養うために、一般的普遍的な理念を漠然ととらえるのではなく、個別的具体的な事象とどのように結びついているかについて、各人の経験や理解に即して、日本語で表現することを求めた。

(講評)

教材である「世界人権宣言」英語正文の音読・語釈・分析などをもとに、各人の個人的な体験と人権理念との結びつきを発見するという所期の目標は、ほぼクリアした。とりわけ、一般社会には、事象の関係性を分断するという傾向があり、人権の普遍性がつかみにくくなっているが、授業での応答やレポートを通して履修者の到達点を講評すれば、その傾向がまだ完全に払拭し切れていないことは否めない。物事を一般的な文脈の下において、関係性をとらえ直して、「万人によるすべての人権の十全な享受を実現する」という世界人権宣言の狙いを、よりいっそう法律学習に生かすことが求められている。世界に通用する言語(英語に限らないが)でもって基礎的な法的文書を理解し使いこなす、という目標に向かって、いっそう精進してほしい。